

労働組合の発展と労働者の権利の保護を目的として、労働組合の組織を奨励し、労働者の利益を擁護することを旨とする。

蝶矢三〇〇工場労働争議

前記の争議は、労働組合の組織を認め、労働者の利益を擁護することを旨とする。

日本労働組合総連合会
東京本部
東京市千代田区千代田三丁目二番地

東京市千代田区千代田三丁目二番地
労働組合本部

信

第 一 九 四 三 号

昭和四年九月十七日

警視總監 丸山 鶴吉

4. 9. 19
763

内務大臣 安達謙藏 殿
社会局長 官 殿
大阪府知事 殿
東京地方裁判長 殿

蝶矢三〇〇の製造所西新井工場労働争議ニ関スル件

(第十ニ報)

要旨 争議開始ハ工場出入ノ大ニ職ガ団員ノ切崩シヲ爲シタリト謝罪文ヲ送リ、商品ハ不レカレトナリトノ印刷物ヲ配布シ示威運動ニ出テトレ又下請